

2025 年青森県東方沖を震源とする地震により被災されたお客さま
に対する電気料金等の災害特別措置について

このたびの 2025 年青森県東方沖を震源とする地震により被災された皆さまには、心からお見舞い申し上げます。

当社は本災害により、災害救助法が適用された市町村において、被害を受けられたお客さまからお申し出があった場合に、電気料金等の特別措置を実施させていただきます。

1. 特別措置の対象地域

災害救助法が適用された地域

内閣府もしくは、東北電力株式会社ホームページにて確認ください。

2. 特別措置の内容

東北電力株式会社が適用する内容と同様

3. 特別措置の申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社窓口までご連絡ください。

【法人のお客さま】

丸紅新電力 業務企画部

TEL：03-3282-2350

（受付時間 月～金曜日：9:30～17:30 ※土曜日・日曜日・祝日等当社指定の休業日を除く）

【個人のお客さま】

丸紅新電力 カスタマーセンター

ナビダイヤル：0570-000-821 （ナビダイヤルをご使用になれない方：03-6703-8909）

（受付時間 月～金曜日：9:00～20:00 土曜日：9:00～17:00 ※日曜日・祝日等当社指定の休業日を除く）

【参考リンク】

東北電力株式会社 プレスリリース

https://www.tohoku-epco.co.jp/news/normal/1247880_2558.html

なお、今後、災害救助法適用地域の追加があった場合は、同様の措置拡大を行わせていただきます。

※災害救助法適用地域および詳細、最新情報は[内閣府のホームページ](#)にてご確認ください。

一日も早い復旧を、心よりお祈り申し上げます。